

**新型コロナウイルス対応緊急支援助成  
事業計画（実行団体）**

事業名(主)	在留外国人コロナ緊急支援事業
事業名(副) ※任意	困窮するベトナム人の命と人権を守る
実行団体名	NPO法人日越ともいき支援会
資金分配団体名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

**優先的に解決すべき社会の諸課題**

領域		分野	
✓	1) 子ども及び若者の支援に係る活動	✓	①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
		✓	②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
		✓	③社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
✓	2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	✓	④働くことが困難な人への支援
		✓	⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援
✓	3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	✓	⑥地域の働く場づくりの支援
		✓	⑦安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

上記以外 その他の解決すべき社会の課題	在留面で様々な困難に直面する技能実習生・留学生等の総合的支援。コロナ禍下の緊急生活・求職・帰国支援。
------------------------	--

**SDGsとの関連**

<b>ゴール</b>
_2.飢餓をゼロに
_8.働きがいも経済成長も
_10.人や国の不平等をなくそう

実施時期	2021年5月 ~ 2022年2月	事業対象地域	全国	事業対象者：(事業で直接介入する対象者と、その他最終受益者を含む)	現在、生活困窮状態にある在留外国人	事業対象者人数	保護・就労・生活支援人数1000名以上
------	-------------------	--------	----	-----------------------------------	-------------------	---------	---------------------

**I. 団体の社会的役割**

<b>(1)申請団体の目的</b>
在日外国人、技能実習生、留学生などに対する日常生活、教育、就職等の相談、支援、援助及び情報の提供に関する事業、文化、スポーツの振興、国際交流、観光促進などを目的としたイベント、講演会等の企画及び開催に関する事業等を行い、国際協力の推進、文化の振興及び観光の促進を図り、もって公益に寄与することを目的とする。
<b>(2)申請団体の概要・事業内容等</b>
平成25年12月25日に活動開始以来、困窮するベトナム人の生活支援を行っており、これまでの主な取り組みは下記の通りである。 ・行き場を失ったベトナム人青年たちの一時的保護 ・職場、学校などとの折衝 ・病院の手配と医療通訳 ・有志企業・監理団体などと連携した就労先確保 ・出国支援 ・日本語学習支援 ・NHKやTBS、毎日新聞等各種メディアの取材協力 ・コロナ禍の緊急食糧、物資支援 等、所在地である港区を中心に日本全国で随時活動を実施

**II. 事業の背景・社会課題**

<b>新型コロナウイルス感染症により深刻化した社会課題</b>
・日本で働く外国人労働者は約170万人となり、ベトナム人が約44万人で最多です（厚生労働省の「外国人雇用状況」の届け出状況より/令和2年10月末時点）。そのうち、「技能実習」が約22万人を占め、次いで「留学」約6万5千人、「技術・人文知識・国際業務」約5万8千人となっています（令和2年6月末時点）。これだけ多くのベトナム人が国内で働くなか、彼らの人権や労働者としての権利がしばしば侵害されていることはメディアなどで報道されておりです。当法人は、在留ベトナム人の間で「駆け込み寺」として知られ、2019年には約126名のベトナム労働者・留学生の保護・生活支援を行って参りました。 2020年度以降、コロナ禍の影響をうけて状況はさらに悪化し、労働基準法や技能実習法に違反する態様で彼ら・彼女らを処遇する使用者が増加しました。失踪を余儀なくされた技能実習生など、当法人が保護・支援した対象者の数も約250名にのぼり、さらに4500名以上に対して物資支援を行いました。しかし、収束の見通しが立たないコロナ禍の中、帰国困難者を含め、日本で暮らす在外外国人の多くが、言語、文化、制度の壁により、様々な困難に直面しながらも適切な支援を得られず、不安と困窮を抱えたまま行き場を失っています。 以上のような状況に鑑み、当法人は昨年度、支援事業の内容を大幅に変更し、『在留外国人コロナ緊急支援事業』として、コロナ禍のもとで行き場をなくした彼ら、彼女らの『命と人権をまもる』活動に集中的に取り組むための体制を整えてきたところです。 新型コロナウイルス感染拡大とその長期化の影響は、社会経済、生活など様々な側面において深刻化しつつあります。現在支援が最も不足している困窮在留外国人が、安心して、かつその尊厳を保ちながらコロナ禍を生き抜くための人道支援・自立支援・生活支援等を緊急に展開する必要があります。

### III.事業内容

<b>(1)事業の概要</b>
在留外国人の増加とそれに伴う地域社会との共生が求められている昨今において、意欲あるベトナム人の保護、援助、教育等により、日本社会への貢献と在留外国人との共生を通じて、安全で住みやすい港区地域社会の維持、向上に貢献する。また、現下においてはコロナ禍による生活困窮者への支援も緊急的に実施する。これまで実施してきた在留外国人への各種支援活動(生活保護、日本語教育、就職支援等)の強化に加えて、コロナ禍により困窮する在留外国人が増えていることから、彼らへの生活支援にも取り組み、国や地方公共団体への提言も行っていく。
<b>(2)事業実施後（1年後）以降に目標とする状態</b>
困窮在留外国人の救済をすきるプラットフォームの構築することによって、行き場を失う困窮在留外国人を減少させる事を目標に行い、さらに犯罪防止に繋げる。また、新たに日本で再出発ができる場を支援することにより、優秀な人材を日本で再び活躍できる場を拡大させることができる。特にベトナムに関しては、移動の制限の回復が年内みこまれない事を考えると、緊急に支援を行う必要がある。

(3)今回の事業実施で達成される状態 (アウトプット)	実施・到達状況の目安とする指標	把握方法	目標値/目標状態	目標達成時期
コロナ禍、住居・職・生活費を失った困窮外国人に対し、一時的に保護をして、再就職を行えるための精神的安定と、就労支援・日本語支援・生活費の支援を行うことによって犯罪を予防する。日本国内で再出発ができる環境を整え、在留外国人が再び活躍できる環境を整える。	・保護をした人数 ・日本語プログラム受講人数(日本語検定を受験し、最低でもN4取得を目標に行う) ・転職・再就職の就労支援の人数 ・SNSを通じ、相談の件数。	・左記指標について、保護をした聞き取りの記録。 ・日本語プログラムは出席簿で管理。試験結果の管理・履歴書の管理・SNSの管理(月1回程度の定期的管理を行う)	・支援の希望人数・マッチング総数 ・支援数が増すことによって下記のことを期待する。 ・保護・就労・生活支援を延1000名以上 ・日本語プログラム支援延5000名 ・日本語検定試験受験者数200名 ・SNS相談延5000名	第1期2021年9月  第2期2022年2月

(4)活動	時期
「在留外国人コロナ緊急支援事業」コロナ禍、長期化する経済の停滞・移動の制限は、在留外国人を困窮に追い込んだ。雇止め、自己都合退職や留学生退学・帰国困難・行き場を失った困窮在留外国人が急増した為、緊急支援活動実施。	活動時期 2021年5月-2022年2月末
『①一時的保護②就労支援③日本語支援④食糧支援⑤生活支援⑥帰国支援⑦医療支援⑧国際協力支援』	(期間終了後も①-⑧は)
①「一時的保護」家を失った若者に対し緊急保護。②「就労支援」職を失った若者に対し、転職、再就職支援。	飛行機の往來を考慮し
③「日本語支援」在留資格変更に伴い、日本語検定N4取得を目指し日本語の再教育を実施。	継続的に行う予定)
④「食糧支援」新型コロナウイルス感染拡大の為、当会に集まった食糧・物資を、SNSで希望者を募り配送する。	
⑤「生活支援」コロナ禍、突然職を失い、住む所と職を失った若者に対し、生活支援する。(犯罪防止)	
⑥「帰国支援」帰国希望者に出国支援。⑦「医療支援」在留資格更新の緩和で、短期滞在・仮放免・在留資格の無い若者等の医療費支援。⑧「国際協力支援」コロナ禍、在留外国人が犯罪に巻き込まれる為、弁護士等の支援をする。	

<b>(5) 事業実施により期待される成果と助成終了後の計画</b>
コロナ禍により行き場を失ったベトナム人を中心とする在留外国人を対象に「住居の確保」、「日本語教育など自立支援」、「就労支援」、「帰国支援」などを展開しており、これまでに250名以上の在留外国人の再出発をお手伝いしてまいりました。しかし、在留外国人の間に当会の存在が知れ渡るとともに支援を求めて来られる方々の人数も爆発的に増加し、財政的な逼迫から今後の活動に不安が生じているところです。本助成金の対象としていただければ、現在の活動をより確かなものとし、それぞれの状況に即した迅速な対応が可能になるものと期待しております。助成終了後もコロナ禍による現下の状況が続く限り上記の活動を継続します。また、そもそも当会はコロナ禍下の実習生保護のために生まれた団体ではありませんので、コロナ禍収束後においても、従前どおり(コロナ禍における現在の支援を通じて得られた知見、ノウハウなども生かしながら)、在留ベトナム人の支援全般を行なって参ります。

IV.事業実施体制

(1)事業実施体制と各職員の役割	<p>本事業実施場所にて下記人員を中心に、在留ベトナム人と(常勤3名は)共に暮らしながら各種支援活動を実施していく。                  ・支援者:13名                  1/吉水慈豊(浄土宗僧侶・支援者・代表理事・常勤)2/石井康子(支援者・事務員・理事・常勤)3/笠原大玄(浄土宗僧侶・支援者・事務長・副理事・常勤)4/岡本雷太(支援者・広報担当)5/笠原綾乃(支援者・学習指導・通訳)6/笠原大司(支援者・学習指導・広報)7/小林朋睦(支援者・学習指導・通訳)8/大河原花子(支援者・事務局)9/斉藤善久(神戸大学大学院国際協力研究科准教授・ベトナム語通訳・支援者・顧問)10/澤田晃宏(支援者・顧問)・11/NGUYEN VAN BAO(通訳・支援者)12/LE OHUC THINH(通訳・支援者)13/NGUYEN THI NI MIN(通訳・学習指導)・(ボランティアスタッフ:75名)</p>
(2)他団体との連携体制	<p>下記の各種専門機関とを中心に緊密に連携している。                  ・東京合同法律事務所・港町診療所・日本労働組合総連合会・NPO法人日越交流センター兵庫・アゼリア協同組合・登録支援機関UNOテック・地球人.jp株式会社・夢合同株式会社・全国人材支援事業協同組合・全統一・JICA・水戸はばたき法律事務所・青梅ばびらる法律事務所・国分寺病院</p>
(3)想定されるリスクと管理体制	<p>保護施設内での新型コロナウイルスを含めた各種感染症拡大リスクあり。                  保健所と医師の指導のもと、感染予防に努める。</p>

V.関連する主な実績

(1)休眠預金以外の助成・補助金活用の有無				
<p>コロナウイルス感染症に係る事業</p>				
<p>①本申請事業について、コロナウイルス感染症に係る助成金や寄付等を受け活動を実施している(予定も含む)</p>	有	無	有の場合 その詳細	
<p>②本申請事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金(ふるさと納税を財源とする資金提供を含む)を受けていない</p>	無	※有の場合、選定の対象外となります(公募要領:助成方針参照)		
(2)申請事業に関連する調査研究、連携の実績				
<p>JICAが国内支援に乗り出していて、そのための実態調査を行っているのに協力してます</p>				